

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

<p>本庄寄居線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡美里町大字阿那志字川原二七六 番八地先から同郡同町大字阿那志字下 十条前二三四番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年九月十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和五年九月十五日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二〇〇・八〇メートル</p>	<p>備考</p>